

補助対象経費・補助対象外経費の一覧

補助対象経費

- ・設備・機器の購入費、運搬費及び設置工事費
- ※補助の対象となる省エネ設備・機器
 - ・市内の工場・店舗・事務所等で使用する生産設備やサービス等を提供するために必要な事業用の設備・機器を更新し、省エネ化するもの
 - ・更新前と比較し、設備・機器1台（LED証明設備の場合は一式）ごとに5%以上の省エネルギー効果が見込まれるもの
 - ・設備・機器1台（LED照明設備の場合は一式）ごとの本体価格（但し、LED照明設備の場合は設置工事費を含む）が法人22.5万円以上（税抜）、個人事業主15万円以上（税抜）のもの

補助対象外経費

①交付決定よりも前に事業に着手（契約、発注、購入等）した経費	⑩人件費（給与、役員報酬等）	
②関連会社（資本関係のある会社、役員を兼任している会社、代表者の親族（2親等以内）が代表者若しくは役員として属する会社等）、代表者の親族（2親等以内）から購入等した経費	⑪文房具・事務用品等の消耗品費（はさみ、ペン、封筒、インクカートリッジ、CD/DVD、USBメモリ、電池等）	
③国・県・市等、他の補助金の対象となっている経費	⑫通信費（切手代、携帯電話料金、Wi-Fi使用料、インターネット回線使用料、プロバイダー料金等）	
④一般価格や市場相場と比べて著しく高価なもの及び中古品	⑬支払にかかる手数料等（振込手数料、代引手数料、ネット決済手数料等）	
⑤他の業務に使用できる汎用性の高い設備・機器等（事務用のパソコン、プリンタ、タブレット等）	⑭決算書作成や税務申告等のために税理士・会計士等に支払う費用、訴訟等のための弁護士費用	
⑥太陽光発電設備等、再生可能エネルギーを活用した設備・機器	⑮各種保険料等	
⑦自社で製造した設備・機器	⑯借入金の支払利息・遅延損害金・損失補填等	
⑧設備・機器等の設置場所の整備工事、基礎工事に要する経費	⑰飲食・接待等のかかる費用	
⑨既存設備・機器等の撤去費用	⑱公的な資金の用途として社会通念上不適切と認められる経費	
⑩既存設備・機器等の廃棄費用（処分費用、フロン回収費用）、リサイクル料金	補助対象外経費（見積書でよくつかわれる項目）	
⑪既存設備・機器の改良・改修に要する費用	撤去費	現場経費
⑫現金払やクレジットカード払、小切手・手形払、ポイント払、電子マネー払等による経費	廃棄費	整備工事
⑬建物、構築物の購入等に要する経費	処分費	基礎工事
⑭自動車等車両（道路運送車両法施行規則第2条の大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。）	フロンガス破壊処分費	消耗品等
⑮レンタルまたはリースする場合の費用	回収費	見積作成費
⑯当補助金申請にかかる書類作成支援や郵送料等の費用	リサイクル料	その他
⑰公租公課（消費税及び地方消費税）	諸経費	先方負担の振込手数料（実績報告時に発生する項目）
⑱継続的経費（家賃、駐車場代、光熱水費等）		

見積書の記載について

「入替工事」「取替工事」「交換工事」など、設置と撤去が同時に行われる工事に関しては、撤去部分が対象外となります。備考などに「撤去を含まない」旨の文言が入っていない場合は、補助対象外経費となりますのでご注意ください。